

川西市日中サービス支援型共同生活援助における川西市障がい者自立支援協議会 への報告等に関する実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、日中サービス支援型共同生活援助における川西市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）への報告及び協議会からの評価等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会への定期報告)

第 2 条 市内の日中サービス支援型グループホーム設置者（以下「設置者」という。）は、年に 1 回以上、協議会に対し、当該事業所の実施状況等を報告し、協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴かなければならないものとする。

2 設置者は、協議会が別に定める期日までに、「日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価シート」に必要事項を記入し、当該協議会へ提出しなければならない。

なお、新規指定後の提出は 1 年以内とし、以後の提出は 1 年毎とする。

3 設置者は、必要に応じて協議会への当該事業の実施状況等について説明を行うものとする。

4 設置者は、協議会における評価及び助言、要望等を尊重し、当該事業における質の向上に努めるものとする。

(協議会からの評価)

第 3 条 協議会は、設置者から前条第 2 項に基づき関係書類が提出された際、速やかに内容を審査の上、当該設置者の評価を行うものとする。

2 協議会は、必要に応じて設置者に対し、追加の説明又は報告等を求めることができるものとする。

(記録の保管等)

第 4 条 前 2 条に規定する協議会における評価を受けた設置者は、その報告内容及びそれに対する評価、助言及び要望等についての記録を整備し、5 年間保管しなければならない。

2 設置者は、個人情報の保護に留意しつつ、サービス提供記録及び事業の運営状況等を積極的に公表するものとする。

(補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。